

# 1 プレプリント納付書の送付見直し対象者

## ① 法人納税者

### 《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付届出あり		ダイレクト納付届出なし		ダイレクト納付届出あり		ダイレクト納付届出なし	
	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

### 《見直し後》

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付届出あり		ダイレクト納付届出なし				ダイレクト納付届出あり			ダイレクト納付届出なし				
	義務化法人	左記以外	義務化法人	左記以外（前年事績）			義務化法人	左記以外（前年事績）			義務化法人	左記以外（前年事績）		
				納付書を使用しない納付方法 <sup>(※)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付			納付書を使用しない納付方法 <sup>(※)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付			納付書を使用しない納付方法 <sup>(※)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付	
					電子申告	書面申告			電子申告	書面申告			電子申告	書面申告
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

(※)納付書を使用しない納付方法：ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

# 1 プレプリント納付書の送付見直し対象者

## ② 個人納税者

### 《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定納税分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし
所得税	×	×	×	○	× <sup>(※1)</sup>	○
消費税	×	×	×	○	○	○

### 《見直し後》

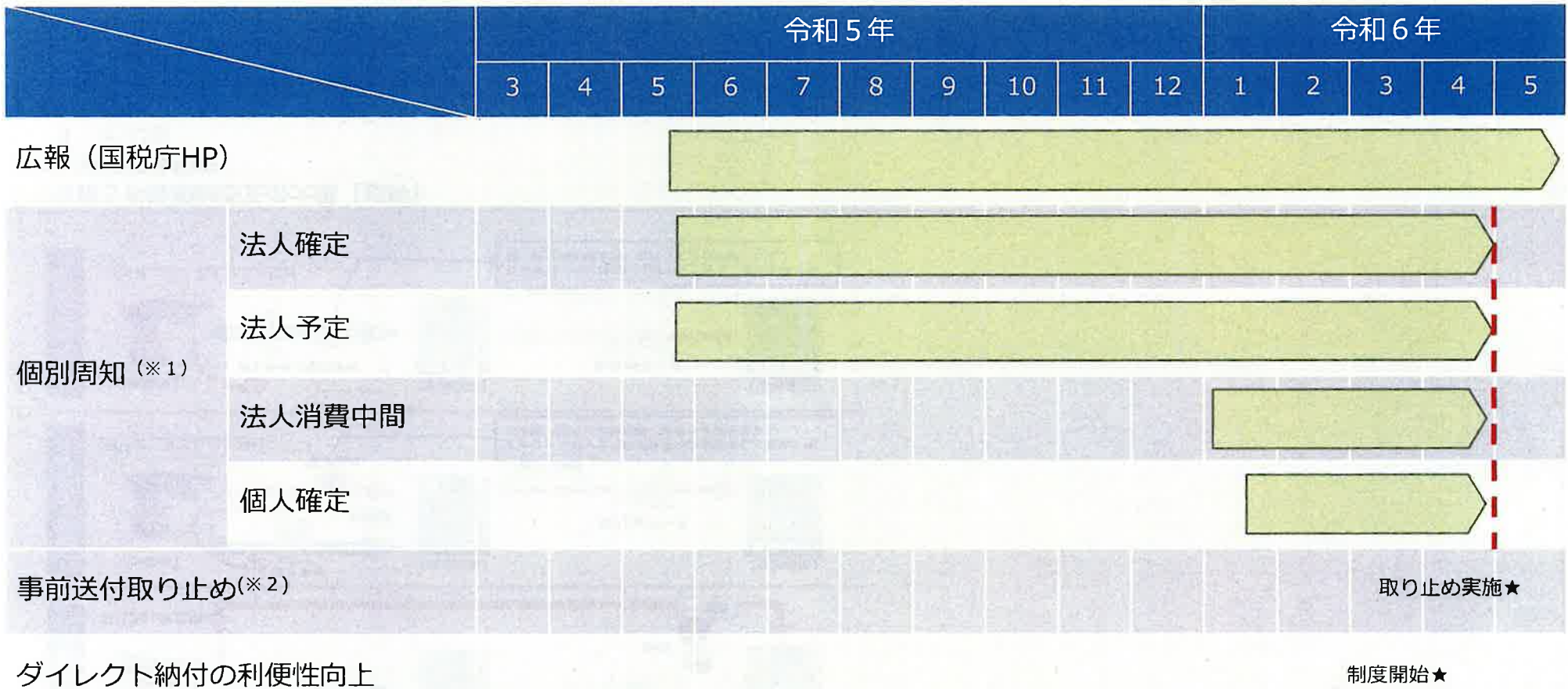
	確定申告分				予定納税分・中間申告分			
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告で納める税額が発生する納税者					
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし	
				納付書を使用し ない納付方法 <sup>(※2)</sup>	金融機関・税務 署窓口での納付		納付書を使用し ない納付方法 <sup>(※2)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付
					電子通知 希望あり	電子通知 希望なし		
所得税	×	×	×	×	○	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○ <sup>(※3)</sup>

(※1)令和5年3月以降送付対象外

(※2)納付書を使用しない納付方法：ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

(※3)消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

## 2 今後のスケジュール



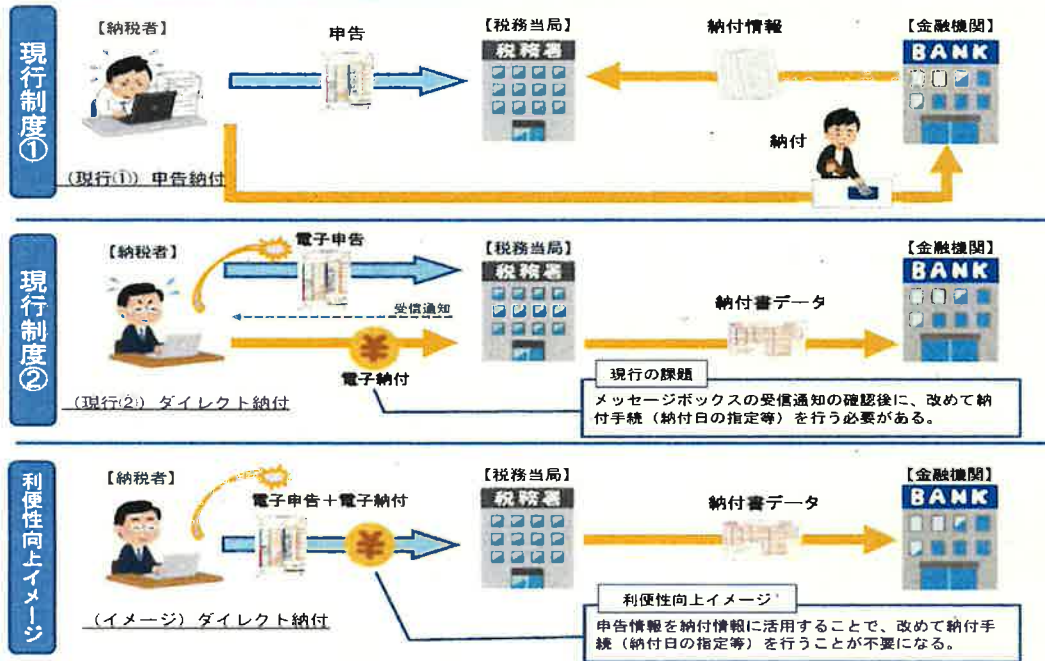
（※1） プレプリント納付書の送付時に、令和6年5月以降の「送付を取り止めるための周知文」を同封

（※2） 法人については令和6年4月決算分から、個人については令和6年分所得税予定納税からプレプリント納付書の事前送付を取り止め

# (参考) ダイレクト納付の利便性向上 (令和5年税制改正)

## ○税制改正イメージ (R4.10.19政府税制調査会資料【抜粋】)

申告情報の納付情報への活用



## ○令和5年度税制改正の大綱【抜粋】

### 六 納税環境整備

#### 3 その他

#### (国 税)

##### (1) ダイレクト納付の利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合 (その税額が1億円以下である場合に限る。) において、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用するほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用する。